

平成 18 年 7 月 4 日

各 位

会社名 株式会社平和堂
代表者名 代表取締役社長 夏原 平和
コード番号 8276 (東証・大証 第一部)
問合せ先 取締役財務部長 内田 則孝
TEL 0749-23-3111 (代表)
URL <http://www.heiwado.co.jp>

第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 4 日開催の取締役会において、130%コールオプション条項付第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、払込金額（本社債額面 100 円につき金 100 円）と異なる価格（発行価格、本社債額面 100 円につき金 102.5 円）で一般募集を行います。

記

1. 社債の名称 株式会社平和堂 130%コールオプション条項付第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 100 億円
3. 各社債の金額 金 100 万円
4. 社債券の発行とその形式 本社債につき新株予約権付社債券（以下「本社債券」という。）を発行するものとし、本社債券の形式は無記名式に限り、記名式とすることを請求することはできない。
5. 利率 本社債には、利息は付さない
未定（年 0.0%を仮条件とする。）
6. 払込金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 発行価格 額面 100 円につき金 102.5 円
8. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還する場合は第 13 項第(3)号または第(4)号に定める金額による。
9. 償還期限 平成 23 年 8 月 19 日
10. 申込期間 平成 18 年 7 月 14 日から平成 18 年 7 月 21 日まで
申込期間については、上記のとおり内定しているが、転換価額等決定日において正式に決定する。申込期間が最も繰り上がった場合は、平成 18 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 19 日までとなる。

ご注意： この文章は、当社が第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

11. 物上担保および保証の有無 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

12. 社債管理者 株式会社三菱東京UFJ銀行（代表）、株式会社滋賀銀行、株式会社三井住友銀行

13. 償還の方法および期限

- (1) 本社債の元金は、平成23年8月19日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号ないし第(5)号に定めるところによる。
- (2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号および第(4)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が吸収分割会社であって吸収分割契約において本社債に係る債務を吸収分割承継会社に承継する債務と定めない場合および当社が吸収分割承継会社である場合を除く。)、新設分割(新設分割計画において本社債に係る債務を新設分割設立会社に承継する債務と定めない場合を除く。)、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。))または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。

第31項に定める払込期日の翌日から平成19年2月20日まで	金105円
平成19年2月21日から平成20年2月20日まで	金104円
平成20年2月21日から平成21年2月20日まで	金103円
平成21年2月21日から平成22年2月20日まで	金102円
平成22年2月21日から平成23年2月20日まで	金101円
平成23年2月21日から平成23年8月18日まで	金100円

(4) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額(第14項第(8)号で定義する。)の130%以上であった場合、平成21年2月21日以降平成23年8月18日までいつでもその時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(当該基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日。以下本号において同じ。)の3取引日前の日から当該株式分割等の基準日(当日を含む。)までの4取引日についての本条項の適用にあたっては、第14項第(11)号の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)を既発行株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を発行・処分株式数として、第14項第(10)号の転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に適用ある転換価額とする。この場合の償還金額は本社債の額面100円につき金100円とする。

(5) 前2号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第14項第(4)号にしたがって本新株予約権が行使できなくなるによりその全部が消滅する。

(6) 当社は、払込期日の翌日以降いつでも本社債を買入れることができる。かかる買入を行った場合には、当該本社債に係る社債部分を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第14項第(5)号にしたがって行使できなくなるにより消滅する。

14. 本新株予約権に関する事項

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計10,000個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(8)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成18年9月1日から平成23年8月18日(第13項第(3)号または第(4)号に定めるところにより、平成23年8月18日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。ただし、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(本項第(22)号に定めるところにより、再編対象会社の新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。)は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行行使することはできない。この場合には必要な事項をあらかじめ書面で社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告する。

(5) 新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

転換価額は、当初未定とする。ただし、転換価額は本項第(10)号ないし第(14)号に定めるところにしたがい調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。

当初の転換価額は、転換価額等決定日(平成18年7月11日から平成18年7月13日までのいずれかの日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に、121%から125%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とする。計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が1,777円を下回るときは、本社債の発行を中止する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 当社は、本社債発行後、本項第(11)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (11) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(13)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割等をする場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(13)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- (12) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (13) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、株式分割の場合に当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)における当社の有する当社の普通株式に対して発行される当社の普通株式数を含まないものとする。

- (14) 当社は、本項第(11)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生ずる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (15) 本項第(10)号ないし第(14)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第29項に定める。
- (16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第34項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (17) 本新株予約権の行使請求取次事務は、第35項に定める行使請求取次場所（以下「行使請求取次場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) 本新株予約権の新株予約権者が本新株予約権を行使するときは、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容および数ならびに当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権に係る本社債券とともに本項第(4)号に定める行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
登録をした本社債に係る本新株予約権を行使する場合は、本号 の行使請求書に行使しようとする本新株予約権を表示し、当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第32項に定める登録機関を経由して、これを行使請求受付場所に提出しなければならない。
本新株予約権を行使する本新株予約権の新株予約権者は、行使請求取次場所に行使に要する書類を提出して、本号 および に定める手続の取次を依頼することができる。
行使請求受付場所または行使請求取次場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。
- (19) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る新株予約権者に対しすみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については、定款の定めにしたがい株券を交付しない。
- (21) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止または変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。
- (22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第13項第(3)号にもとづき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本号 から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第(10)号ないし第(14)号に準じた調整を行ったうえ、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号ないし第(14)号の調整に準じた調整を行う。

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものと
し、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)
号ただし書に定める期間を指定したときは、当該期間の末日の翌銀行営業日)のうちいずれか遅い日か
ら、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項

本項第(5)号および第(6)号に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する
事項

本項第(9)号に準じて決定する。

15. 担保制限条項

- (1) 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の所有する資産のうえに担保権を設定する場合は、本社債のために担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定しなければならない。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- (2) 前号にもとづき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。

16. 担保付社債への切換

当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法にもとづき設定することができる。

17. 担保権設定の手続

当社は、第15項または前項により担保権を設定する場合、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

18. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の所有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務の担保に供しない旨を約することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の契約を締結するものとする。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次のないしについても特約するものとする。

当社は、留保資産のうえに、本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証すること。

当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なく、留保資産を他に譲渡または貸与しないこと。

当社は、原因のいかんにかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面をもって社債管理者に通知し、その指示にしたがうこと。

当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加すること。

当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、または留保資産の一部もしくは全部を他の資産と交換することができること。

当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法にもとづき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件のうえに担保権を設定し、社債管理者は、本社債の社債権者のためにこれを取得すること。
- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のため同号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

19. 担保提供制限に係る特約の解除

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社が第 15 項または第 16 項により本社債のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定した場合、または前項により本社債のために留保資産の提供を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後第 15 項および第 22 項第(2)号は適用しない。

20. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する。ただし、当社が、本社債のために、担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときは、本項は適用しない。

当社が第 13 項第(1)号ないし第(4)号の規定に違背したとき。

当社が第 15 項の規定に違背したとき。

当社が、第 14 項第(10)号ないし第(15)号、第 17 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 24 項第(2)号および第 29 項の規定または条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。

当社が事業経営に不可欠な財産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分執行もしくは競売の申立があったとき、もしくは滞納処分としての差押えがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じ、かつ、社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めるとき。

21. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当社は、平常社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算および剰余金の処分（会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を含む。）については、社債管理者にこれを通知するものとする。当社が、会社法第 441 条第 1 項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。

(2) 当社は、証券取引法にもとづき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書または訂正報告書およびその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

22. 社債管理者に対する通知

(1) 本社債発行後、社債原簿および新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたときおよび変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿および新株予約権原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。

(2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供しようとする場合は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、債務の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。

(3) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、または貸与しようとするとき。

事業の全部もしくは重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。

資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。

組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。

株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。

23. 繰上償還の場合の通知および公告

(1) 当社が第 13 項第(3)号の規定により本社債を繰上償還しようとするときは、当社は当該償還期日の少なくとも 2 か月前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ当該償還期日の少なくとも 1 か月前に償還に必要な事項について公告を行うものとする。

(2) 当社が第 13 項第(4)号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、第 13 項第(4)号に定める 20

ご注意： この文章は、当社が第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

連続取引日の最終日から7日以内に繰上償還しようとする旨その他必要な事項を社債管理者に通知し、当該最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ1か月以上2か月以下の期間内に償還に必要な事項について公告を行うものとする。

(3) 前2号の公告は、第29項に定める方法によりこれを行う。

24. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところにしたがい、その権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

25. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立に関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

26. 社債管理者の辞任

社債管理者は、社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

27. 社債券の喪失等

- (1) 本社債券を喪失した者が、その記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続により確定した除権決定の謄本を添えて代り社債券の交付を請求したときは、当社はこれに対して代り社債券を交付することができる。
- (2) 本社債券を毀損または汚染したものにつき、代り社債券交付の請求があったときは、当社はその毀損または汚染した社債券と引換えに代り社債券を交付することができる。ただし、毀損の程度が大きいときまたは真偽の鑑別が困難なときは前号に準ずる。

28. 代り社債券の交付の費用

代り社債券を交付する場合は、当社は手数料としてこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本社債の登録を抹消し、社債券を交付する場合もまた同様とする。

29. 公告の方法

- (1) 本社債に関して社債権者に対し公告をする場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行する各1種以上の新聞紙に掲載によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

30. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債券または本社債に係る社債登録内容証明書を当社または社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの種

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

類の社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

31. 新株予約権の割当日および社債の払込期日（発行日）
平成18年7月25日
本新株予約権の割当日および本社債の払込期日については、上記のとおり内定しているが、転換価額等決定日において正式に決定する。本新株予約権の割当日および本社債の払込期日が最も繰り上がった場合は、平成18年7月21日となる。
32. 登録機関 株式会社三菱東京UFJ銀行
33. 償還金支払事務取扱者 株式会社三菱東京UFJ銀行、大和証券エスエムビーシー株式会社、大和証券株式会社 他
（償還金支払場所）
34. 行使請求受付場所 株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
35. 行使請求取次場所 株式会社三菱東京UFJ銀行、大和証券エスエムビーシー株式会社、大和証券株式会社 他
36. 募集の方法 一般募集
37. 引受証券会社 大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事とする引受証券団
38. 取得格付 A（日本格付研究所）
39. 上場申請の有無 有（株式会社東京証券取引所）
40. 保管振替機構への同意 平成18年7月4日同意書提出
41. その他本社債発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
42. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(参考)

1. 資金使途

差引手取金概算額 9,950 百万円につきましては、全額設備資金に充当する予定であります。
 なお、設備投資計画は平成 18 年 5 月 20 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備名	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着工及び完了 年月		年間売上 予定額 (百万円)
					総額	既支払額		着工	完了	
当社	京都府 亀岡市	小売事業	アル・プラザ 亀岡店	店舗 改装	500	0	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成18年 9月	平成18年 10月	600
	京都府 宇治市	小売事業	アル・プラザ 宇治東	店舗 改装	600	0	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成19年 1月	平成19年 2月	600
	愛知県 一宮市	小売事業	東海 尾西店	店舗 建替	700	220	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成18年 3月	平成19年 6月	1,430
	岐阜県 大垣市	小売事業	東海 鶴見店	店舗 建替	5,650	0	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成18年 3月	平成18年 11月	6,500
	滋賀県 守山市	小売事業	河西店	店舗 建替	350	0	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成18年 8月	平成18年 12月	800
	京都府 京都市	小売事業	梅津店	新設 店舗	740	0	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成18年 10月	平成19年 4月	1,400
	滋賀県 甲賀市	小売事業	甲南店	新設 店舗	1,900	0	自己資金及び 新株予約権付 社債発行資金	平成19年 4月	平成19年 9月	1,800

(注) 年間売上予定額は、店舗建替及び新設店舗は開店時から1年間の売上見込額を、店舗改装は売上増加見込額を記載しております。

年間売上予定額は、消費税等は含まれておりません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当性向を重視するとともに、財務体質の強化に配慮して、将来の事業展開に必要な内部留保確保しつつ長期に安定した配当を継続し、株主の期待に沿うように努力してまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

平成 18 年 2 月期につきましては、1 株当たり 20 円（うち中間配当金 10 円）となりました。この結果、配当性向は 46.0%、株主資本利益率は 2.9%、株主資本配当率は 1.3%となりました。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、将来にわたって競争力を強化するため新規出店投資、既存店活性化投資等に当てる所存でございます。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

(単体)	平成 16 年 2 月期	平成 17 年 2 月期	平成 18 年 2 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	75.56 円	61.39 円	43.47 円
1 株 当 たり 年 間 配 当 金	20.00 円	20.00 円	20.00 円
実 績 配 当 性 向	26.5%	32.6%	46.0%
株 主 資 本 当 期 純 利 益 率	5.41%	4.23%	2.91%
株 主 資 本 配 当 率	1.39%	1.34%	1.30%

ご注意：この文章は、当社が第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
 投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数でそれぞれ除した数値であります。なお、平成14年3月期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり当期純利益は発行済株式数から自己株式数を控除して算出してあります。

各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本（当該決算期末の資本の部合計）で除した数値であります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在普通株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより直近の発行済株式数に対する潜在株式の比率は6.54%となる見込です。

(注) 潜在普通株式の比率は、今回発行する転換社債型新株予約権付社債がすべて権利行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

予想転換価額 2,613 円 (平成 18 年 7 月 3 日の東証終値 2,090 円の 25% アップのケースを想定)
発行済株式数 58,546,470 株 (平成 18 年 7 月 3 日現在)

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間の株価の推移

	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期
始 値	1,225 円	1,519 円	2,265 円	2,135 円
高 値	1,255 円	1,519 円	2,340 円	2,690 円
安 値	1,224 円	1,472 円	2,235 円	2,025 円
終 値	1,255 円	1,488 円	2,310 円	2,090 円
株 価 収 益 率	18.2 倍	19.7 倍	37.6 倍	

(注) 平成19年2月期の株価については、平成18年7月3日現在で表示しております。

各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文章は、当社が第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。